

ゆりほんじょう市
農業委員会
だより

編集・発行 / 由利本荘市農業委員会

〒015 8501 秋田県由利本荘市尾崎17

TEL 0184 24 6258 FAX 0184 24 6396



(撮影 東海林 晃氏)

年頭にあたって

由利本荘市農業委員会 会長 伊豆秀一

新年明けましておめでとうございます。

昨年は、長雨や日照不足による農作物への影響が懸念されるなか、米の作況指数は、本市を含む県中央部は九十七の「やや不良」という結果となり、農業は直接自然を相手とし、自然の恵みを資源としている産業であることを改めて実感した年となりました。

一方、市の農畜産物では、各種大会での上位入賞や、販売額が当初目標よりも早く到達した「鳥海りんどう」など、生産者の皆さんのたゆまぬ努力の賜物である明るいニュースに、明日への意欲を駆り立てられるものでもありました。

こうした中、昨年発足した新政権においては、その政権公約である農畜産物の生産費の差額を基本とする「戸別所得補償制度」のモデル対策として、平成二十二年度は米について先行実施するようであります。しかし具体化に向けては数多の課題があり、単価設定、交付条件などその動向に注視していく必要があります。さらに、畜産・酪農を対象とする所得補償制度や、野菜・果樹等に対する新たな支援策の早急な導入を求めるものであります。

また昨年六月には、農地法等の改正法が公布され、十二月には施行されております。「平成の農地改革」とも称される新たな農地制度は、農地の減少を食い止め確保するとともに、農地を貸しやすく借りやすくし、地域との調整のうえ最大限の利用を図るものではありますが、地域農業の担い手が、これまで持続してきた経営に支障を来すことなく、今後とも、意欲と誇りを持って農業経営に取り組んでいくことのできる条件整備をすることが極めて重要であります。

農政をめぐるこうした国の動きを踏まえながら、私も農業委員会は、農業者の利益代表機関として、農業・農村の持続的な発展と農家の暮らしを守るため、地域の地道な世話役として活動してまいります。

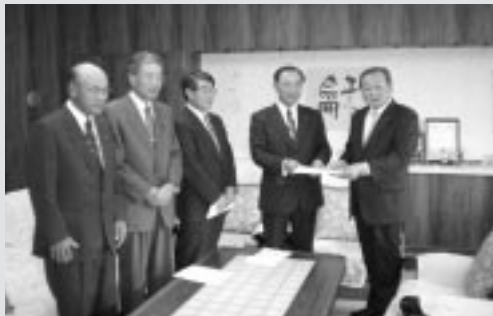
今後とも、農家の皆様始め、関係機関、団体のご支援ご協力をお願い申し上げ新年のあいさつとします。



11月10日 市長へ建議書提出



11月10日 市長との農政懇談会



11月19日 市議会議長へ要請・要望書提出

農業委員会の主な活動



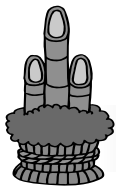
9月8日 作況・農地等現況調査(本荘・大内・岩城地域)



10月 農地パトロール(市長部局合同)

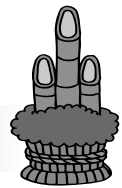


11月4日 秋田県農業委員大会(秋田市)



本年もどうぞよろしくお祈いします

農業委員一同 (議席番号順)



真佐佐畠伊佐田真庄正猪伊大鈴加太二佐今熊阿佐佐鈴高渡佐佐佐佐相金角井柳
 坂藤藤山藤木口坂司木股藤場木川田部木野谷部藤木木橋辺藤藤藤藤庭子谷島田
 平俊は清文多作隆和修敬一弥 一孝幸昭正正長綾隆甚賢幹邦政系 安拓長 継
 通和子子円悦内安夫一三正吉博男克夫彦樹博郎子一一一夫幸志悦實一雄栄昇雄
 (大由本東大大本鳥由大本本鳥(西大岩由岩由岩大西本鳥(東鳥鳥矢矢矢(東本本本
 内利荘利内内荘海利内荘荘海利目内城利城利城内目荘海利海海島島島利荘荘荘
 委 子 徹 (本 庄 島 長 秀 一 (矢 島 代 理 者) 長 秀 一 (矢 島)

農地制度が変わりました！

「農地法等の一部を改正する法律」が昨年6月に公布され、12月15日から施行されました。新たな農地制度は、これ以上の農地の減少を食い止め、農地を確保する。農地を貸しやすく借りやすくし、地域との調整のうえ最大限利用し、耕作者の地位の安定と食糧の安定供給を図るためのものです。

農地を貸したい、
借りたいんだけど...

改正の
ポイント

農地の貸借規制が 緩和されました！

農地を利用できる者の範囲が拡大されます。
(ただし、地域農業に悪影響を与える場合には借りられません。農地を適正に利用し続けること、法人の場合は一人以上の業務執行役員が農業に従事するなど要件があります。)

農地の借り受け者の範囲

【改正前】

【改正後】

農作業 常時 従事者	農 業 生 産 法 人	+	農 作 業 常 時 従 事 者 以 外 の 個 人	農 業 生 産 法 人 以 外 の 法 人
------------------	-------------------	---	---------------------------------	-----------------------------



違反転用に対する罰則が 強化されました！

違反転用等に対する処分・罰則が強化されました。

事 項	現 行	改 正
違反転用	3年以下の懲役または300万円以下の罰金 (但し、法人は300万円以下の罰金)	現行と同じ (但し、法人は1億円以下の罰金)
違反転用における原状回復命令違反	6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金 (但し、法人は30万円以下の罰金)	3年以下の懲役または300万円以下の罰金 (但し、法人は1億円以下の罰金)



遊休農地に対する 指導が強化されました！

すべての遊休農地が指導の対象となります。農業委員会が年1回農地の利用状況を調査します。遊休農地の所有者等に対しては、農業委員会が指導・勧告等を行います。



農地を相続する場合は、 農業委員会への届け出が 必要になります！

相続等によって農地を取得した人は、農地のある農業委員会に届出が必要になります。届出をしなかったり、虚偽の届出をすると、10万円以下の過料に処せられることとなります。



相続税納税猶予制度が 見直されました。

従来、農地を貸すと打ち切りになっていた納税猶予制度が、農業経営基盤強化促進法により貸付けた場合には、納税猶予が継続するよう見直されました。

改正農地制度について、詳しくは農業委員会事務局 (2 4 6 2 5 8) へお問い合わせ下さい。

集落営農による複合作目への取り組み (鳥海地域)

百合芋集落営農組合 組合長 三 船 伸 男



「長なす」の収穫作業

集落営農での経営戦略としては、市場価格など流通事情に応じた効率的な投資や労力配分等に細心の配慮が必要であることを認識しました。当地区の栽培圃場の特色は、地形、清涼な水気温等の自然条件に恵まれてい

長引く米価低迷に対する農業所得確保の対策として、集落内の余剰労働力の有効活用を図り複合作目を定着すべく、「夏秋なす」の栽培に取り組んでから三年目を迎えることができました。これも県、市、農協からの多岐にわたるご指導や、生育状況に合わせたきめ細やかな現地講習会での技術指導により、生産意欲を高めることができ、組合員一同心から感謝しています。しかし、二年目には全国的な野菜価格の低迷と肥料等の高騰で大変苦慮しました。こうした経験から、野菜作りと販売戦略は、市場の適確な情報を得ながら出荷に対応するタイミングを図ることが高収入に結び付いていること。また、



漬け物加工品への取り組み

の起床は早く、したがって、晩酌の量も減り無駄な贅肉もとれてスマートになり、「少し若返ったのでは…」などの声が行き交うなど、集落の活気にも繋がっているような感じもします。こうした中、農業に携わっている方の高齢化が進むなど、集落の農地管理と農業経営をいかに進めていくかが今後の大きな課題となっておりあります。今後、新しい農業政策も具体化してくるものと思いますが、農家の生産意欲が向上するような政策が展開されることを期待するものです。

現在、規格外品を活用して、漬け物などの加工品にも取り組んでおり、母さん達の副収入にも少しずつ結びついていきます。また、新商品開発に向けての意欲もみられるほか、収穫がピークを迎える夏場の起床は早く、したがって、晩酌の量も減り無駄な贅肉もとれてスマートになり、「少し若返ったのでは…」などの声が行き交うなど、集落の活気にも繋がっているような感じもします。こうした中、農業に携わっている方の高齢化が進むなど、集落の農地管理と農業経営をいかに進めていくかが今後の大きな課題となっておりあります。

るほか、日照時間も長いため日中と夜間の適度な温度差が「長なす」本来のうま味を引き出しているものと考えられています。

しっかり積み立て、がっちりサポート
安心で豊かな老後を

農業者年金に加入しましょう

～ 農業に従事する方なら広くご加入いただけます ～

《加入条件》 次の要件を満たす方であれば、誰でも加入できます。農業に従事している家族（配偶者・後継者）も加入できます。脱退も自由です。

（1）国民年金の第1被保険者 （2）年間60日以上農業に従事する方 （3）60歳未満の方

《保険料額》 毎月の保険料は2万円を基本に、最高6万7000円まで1000円単位で自由に設定でき、いつでも保険料の変更ができます。

【お得なポイント】 途中で止めても年金が受けられ、80歳までの保証が付いた終身保険です。

保険料の国庫補助が受けられます。（認定農業者で青色申告しているなど、農業の担い手となる方には、国から月額最高1万円の保険料補助があります。最長20年間で補助額は最高216万円。）

支払った保険料は、全額が社会保険料の控除の対象になります。



詳しい内容や加入の申込みは
農業委員会または最寄りのJAまで



「この地で」就農

大内地域 小杉 聡

我が家は、米・野菜・野菜苗を主に生産販売している。

農産物の販売方法は、道の駅「ほほろっこ」にある直売所「ひまわり会」への出荷や、農園での相対取引が主である。米などは電話注文からの郵送も行っている。

この直売所の取引や相対取引は、生産者と消費者との間に信頼関係を築くという点において非常に有効であり、リピーターにも繋がりやすい。しかし、市場への一括の出荷などと違い、その日その日の売り上げにバラツキが大きいため、明確な数字による生産計画や販売目標を立てられずにいた。その結果、野菜苗でかなりの無駄を生んでしまった。

私が二年間の農業研修を終え、家に戻って就農したのが四年前。市場出荷に切り替えてまとまった数を出荷するなどして、無駄を減らすように努めるべきなのだろうが、私は消費者の顔が見える、対応がダイレクトに返ってくる直売所や相対取引を大切にしていきたい

いと考えている。その中で営利的な農業経営を行っていきけるよう、これから努力していきたい。

まだまだ学ばなければならぬ事は多いが、一步一步確実に歩いていけば結果は近づいてくると信じ、この地で農業に携わっていきたい。

小杉 聡（27才）さんのプロフィール

昭和57年、旧大内町小栗山見岫野地区に生まれる。

平成13年西目高校卒業。平成15年秋田県立大学短期大学部卒業。同年、社団法人国際農業者交流協会の米国本土二年制へ参加（オレゴン州）。

海外農業研修二年（農場にて）
花苗、鉢物等の播種実習
就農

稲作・路地野菜（里芋、とうもろこし、白菜、キャベツ）・ハウス六棟（花苗、野菜苗）

「生涯現役」

新上条自治会（由利地域）
まごころ直売所 会長 佐藤 愛子

会員の朝は早い。新鮮で採りたてを、お客様に買っていただくため、午前四時には起きて準備に取り掛かる。

「まごころ直売所」の会員は十五軒。夫婦で参加、一人で参加とさまざまであるが、平均年齢が七十五歳以上の皆さんである。

直売所の開設前には、遊休畑地がたくさん見受けられたが、今は会員の方々の畑地はもろろのことで、遊休畑地も借り、いろいろな作物が栽培されるようになった。会員以外の方々も刺激を受け、いろいろな野菜作りをするようになってきた。野菜を販売し、生活費や孫のお小遣い、食事のおかず代、個々の趣味のためにと、使途はさまざまであるが、会員の生き甲斐になっていくことだけ

は確かである。直売所が開設されて二十数年。当初は無人で手元に残



採れたての新鮮野菜

る売上金も数百円であった。現在の対面販売になって約十五年。五月から十月までの約六ヶ月間、休日店は十日ぐらいてはほぼ毎日。店の開店して当初から百円で現在も全て百円。今では開店前からお客様が待つてくれている状態である。別に何の宣伝もしていないのに、人の良さと損得を考えない商売にお客様が飛びついていたと思う。今日もお客さんが待つていてくれると思うと体調を崩してなんかられない。とても最高齢が八十五歳のグループとは思えない。昨年の夏にはテレビ放映され、秋口には女子大生グループの取材などで、会員が益々意欲的に活動し生きる目標となっている。まさに生涯現役である。



まごころ直売所の皆さん

頑張るアグリウーマン



『鳥海りんどう』の

栽培に取り組んで



矢島地域 佐藤 まき子

「リンドウはどうですか」、「リンドウは忙しくて大変でしょう」。そして「何故リンドウなのか」。

これは、昨年「鳥海りんどう」の栽培を始めた私への、農業の大変さを知っている方々からの励ましの言葉なのです。

私の家には少しの畑があり、母が野菜を植え毎日手入れをしてきれいにしています。母も八十歳を超え、引き継がなければならぬ時期も近づいて来たと考えていた時に、JAさんからの配布物の中に、小菊とリンドウの講習会開催案内がありました。

花が好きな私は、畑の一角に植えるための参考になればと、軽い気持ちで参加させて頂いたのが最初でした。

何回か講習会に参加してみると、農家の生まれとはいえ、聞くこと全てが初めてのことがばかりでしたが、指導者の皆さんからは、丁寧に説明して頂きました。

毎回「鳥海りんどう部会」の皆さんは夫婦で参加し、言葉では大変だといながら楽しそうに受講していましたし、親切に教えて頂いていると、無謀にも「こんなに親切に指導して頂けるのであれば、自分にもできるのでは？」という思いが、「やってみよう」という気持ちに変わってきました。

ところが、いざ始めると決心しては見たが、何から手を付ければ良いのかも分からない状態でした。しかし、先輩の皆さんや県やJAの皆さんの熱心な指導を得て、作付け前の圃場整備をどうにか終え春を待ちました。

五月には八千本の小さな苗が届き、数の多さに定植できるか不安でしたが、先輩の皆さんにお手伝い頂き何とか作業を終えることができました。

今年は、天候が不順で定期的な消毒もままならず苦労しましたが、自然の中なので焦らずゆっくりと、天気と相談しながら作業を進めることを学びました。

初めての事はばかりで大変でしたが、時々先輩の皆さんが巡回し指導して頂いたので心強かったです。一年間があつという間に過ぎ去ってしまいましたが、楽しい一年間でした。

いよいよ今年は花を摘む事ができます。しかし、私にとつては、毎年初めての事はばかりで、未知の世界ですから、先輩の皆さんや指導者の皆さんの激励が頼りの作業になろうと思いますが、今年一年の経験から頑張ろうという勇気が湧いてきます。

リンドウ栽培をとおして、多くの皆さんや家族の方々とお会いでき、また指導を頂くことができたことが、大きな収穫だったと思つています。若葉マークの農業人これからも宜しくお願いします。



定植1年目の「鳥海りんどう」

農業委員会

《本 庁》(事務局)

庶務班 / TEL 24-6258 農政班 / TEL 24-6259

農地班 / TEL 24-6260 (FAX 24-6396)

《各総合支所》

矢島庶務班 / TEL 55-4957 岩城庶務班 / TEL 73-2014

由利庶務班 / TEL 53-2114 大内庶務班 / TEL 65-2804

東由利庶務班 / TEL 69-2197 西目庶務班 / TEL 33-4615

鳥海庶務班 / TEL 57-2205

広報委員

相庭 安一・金子 拓雄・角谷 長栄
佐藤 政志・佐々木 隆一・佐藤 綾子
二部 幸夫・畠山 清子・佐藤はつ子
佐藤 俊和・真坂 平通

全国農業新聞は

「農地を守り担い手を応援する専門情報誌」です

発行 / (週刊) 毎週金曜日

購読料 / 月600円

申込先 / 農業委員会事務局、各総合支所農委庶務班まで



農業者の視点でお届けします

